

福祉型短期入所での医療的ケア児者の受入れ



(1) 福祉型強化短期入所サービス費（障害福祉サービス費）

短期入所の支給決定者であり、かつ、
医療的ケアを必要とする（※1）障害者に対して、
看護職員を常勤で1以上配置して支援した場合、
福祉型強化短期入所サービス費を計上する。

（報酬告示第二の2(7)②の要約）

（※1）医療的ケアを必要とする：スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態

- 福祉型強化短期入所サービス費の算定にあたっては、届出が必要。
- 単位数など詳細については報酬告示を参照



（２）要医療的ケア重症児者短期入所利用支援加算（市単独事業）

福祉型短期入所事業所において、
医療的ケアを必要とする重度の心身障害児者（※２）に対し、
夜間に看護師を配置して支援を行う場合に、
事業所に対して介護給付費の支給に加算して支給する。

➤ 看護師の夜間の勤務一回あたり、加算対象障害児者一人につき**17,000円**

制度の詳細については、市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/s hinse/tankinyusyoikeakasan.html>



(2) 要医療的ケア重症児者短期入所利用支援加算（市単独事業）

(※2) 加算対象となる障害児者

以下の全てに該当し、市から当該加算の対象者であることの認定を受けていること。

- ・身体障害者手帳を所持し、その障害種別及び級別が肢体不自由による1種1級
- ・神戸市が交付した療育手帳を所持し、その障害の程度がA
- ・大島分類の1から4のいずれかに該当
- ・次に掲げるいずれかの医療的ケアを必要としている

人工呼吸器の管理、気管切開部の処置、酸素療法、たん吸引、経管栄養、中心静脈栄養、導尿、点滴の管理、摘便

- ・神戸市内に住民票及び居所を有する
- ・65歳未満